

衆議院 厚生労働委員会 議 録 第 十 四 号

平成十三年五月二十五日(金曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 鈴木 俊一君
理事 棚橋 泰文君 理事 谷畑 孝君
理事 森 英介君 理事 吉田 幸弘君
理事 大石 正光君 理事 鍵田 節哉君
理事 福島 豊君 理事 佐藤 公治君
理事 奥山 茂彦君 理事 上川 陽子君
理事 鴨下 一郎君 理事 木村 義雄君
理事 北村 誠吾君 理事 熊代 昭彦君
理事 佐藤 勉君 理事 田村 憲久君
理事 竹下 巨君 理事 西川 京子君
理事 野田 聖子君 理事 林 省之介君
理事 原田 義昭君 理事 松島 光寛君
理事 三ッ林隆志君 理事 宮腰 光寛君
理事 宮澤 洋一君 理事 吉野 正芳君
理事 家西 悟君 理事 大島 敦君
理事 加藤 公一君 理事 金田 誠一君
理事 釘宮 磐君 理事 古川 元久君
理事 三井 辨雄君 理事 水島 広子君
理事 山井 和則君 理事 青山 二三君
理事 江田 康幸君 理事 樋高 剛君
理事 小沢 和秋君 理事 木島日出夫君
理事 阿部 知子君 理事 中川 智子君
理事 小池百合子君 理事 川田 悦子君

厚生労働大臣 坂口 力君
厚生労働副大臣 榊屋 敬悟君
厚生労働大臣政務官 佐藤 勉君
政府参考人 木村 幸俊君
(財務省大臣官房審議官)
政府参考人 金井 照久君
(国税庁調査査察部長)

第一類第七号 厚生労働委員会議録第十四号

平成十三年五月二十五日

五月二十五日

食品の安全を確保するための、食品衛生法の改正と充実強化に関する請願(岸本光造君紹介)(第二一〇四号)

(第二一〇四号)

同(中山利生君紹介)(第二一〇五号)

同(中林よし子君紹介)(第二一四七号)

同(細田博之君紹介)(第二一四八号)

同(松原仁君紹介)(第二一七〇号)

同(丹羽雄哉君紹介)(第二一八二号)

同(額賀福志郎君紹介)(第二一八三号)

同(稲葉大和君紹介)(第二一九八号)

同(海部俊樹君紹介)(第二一九九号)

同(佐田玄一郎君紹介)(第二二〇〇号)

同(西田司君紹介)(第二二〇一号)

同(細野豪志君紹介)(第二二〇二号)

同(佐々木秀典君紹介)(第二二四六号)

同(山本公一君紹介)(第二二四七号)

同(横路孝弘君紹介)(第二二四八号)

男性助産婦の導入反対に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二〇六号)

同(中川智子君紹介)(第二二〇七号)

同(土肥隆一君紹介)(第二二一〇号)

パーキンソン病患者・家族の療養生活の質向上に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二一〇八号)

同(丹羽雄哉君紹介)(第二二一四号)

障害者の介護・福祉制度の利用における親・家族負担の軽減に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二一九号)

同(中川智子君紹介)(第二二四九号)

同(中国籍者の老後生活保障に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二一〇号)

同(小川智子君紹介)(第二二一〇号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

族負担の軽減に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二一九号)

同(中川智子君紹介)(第二二四九号)

同(中国籍者の老後生活保障に関する請願(金田誠一君紹介)(第二二一〇号)

同(小川智子君紹介)(第二二一〇号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二一六号)

同(小川智子君紹介)(第二二五〇号)

同(三井辨雄君紹介)(第二二五一号)

同(加藤公一君紹介)(第二二八一号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

同(左藤章君紹介)(第二二四九号)

年金制度の改善、安心して暮らせる老後の保障に関する請願(小沢和秋君紹介)(第二二一〇四号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第二二〇五号)

同(瀬古由起子君紹介)(第二二〇六号)

同(中林よし子君紹介)(第二二〇七号)

同(藤木洋子君紹介)(第二二〇八号)

同(松本善明君紹介)(第二二〇九号)

同(松本善明君紹介)(第二二〇九号)

同(松本善明君紹介)(第二二〇九号)

同(小沢和秋君紹介)(第二二二七号)

同(大島令子君紹介)(第二二三八号)

同(木島日出夫君紹介)(第二二三九号)

同(尾下健次君紹介)(第二二四〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第二二四一号)

同(春名真章君紹介)(第二二四二号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

同(松本善明君紹介)(第二二四三号)

本日(の)会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

確定給付企業年金法案(内閣提出第三四号)

確定拠出年金法案(内閣提出、第百五十回国会開法第二二一号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、確定給付企業年金法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として財務省大臣官房審議官木村幸俊君、国税庁調査査察部長金井照久君、厚生労働省労働基準局長日比徹君、年金局長辻哲夫君及び政策統括官坂本哲也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大島敦君。

○大島(敦)委員 おはようございます。民主党・無所属クラブ、大島敦でございます。

先般、ハンセン病の裁判に關しまして、政府が控訴しないという御決断、決定に對しまして、坂口厚生労働大臣の大きな力が働いたと私は考えております。まことにありがとうございます。そして、今後ともハンセン病の患者だった方たちが正しい方向で救済されることを心より望む次第でございます。

それでは、確定給付企業年金の質疑に入りたいと思います。

まず、確定給付企業年金は、労使間で定められた年金規約でその給付内容が定められております。その内容は労働条件の一つと考えますが、それに対する御所見はございますでしょうか。

○日比政府参考人 退職手当あるいは退職金と呼ばれるものにつきましては、支給条件が明確であること等々一定の要件を判断した上ということになります。一般的には労働条件であり、今般の確定給付企業年金というものは、これにつきまして労働条件の一つと考えております。

○大島(敦)委員 労働条件の一つであるということでは、この年金規約というのが労働条件の一つであれば、労使間の合意でありますから労働協約に該当するのでしょうか。それとも、そのような理解でよろしいでしょうか。

○坂本政府参考人 年金規約と労働協約との関係

でございますけれども、年金規約は大臣の承認を受けて初めて効力を生ずるということで、労働協約とは本来別のものでございます。ただ、単独の企業において実施します規約型の企業年金の場合、労働組合と使用者との間で、書面によって作成され、そしてまた両当事者が署名あるいは記名押印したものであるれば、労働組合法で定める労働協約に該当するということになります。

○大島(敦)委員 これも確認なんですけれども、会社が今回の企業年金の規約を定める際に、会社の確定給付企業年金もある、今後出てきます確定拠出の年金もある、そうしますと、一つの規約でこれを定めていくと思います。就業規則あるいは退職金規程で全体像を定めて、その中の一部分として今回の確定給付企業年金の年金規約があった場合に、今回の年金規約は労働協約に該当するものでございまして、もしもこの就業規則あるいは退職金規程というのが労使間の合意に基づかないで使用者が一方的に作成したものであれば、今回の年金規約の方が優先されると思っております。でも、そのような理解でよろしいでしょうか。

○坂本政府参考人 就業規則等の一方的な不利益変更につきましては、その使用者の権利乱用に当たるということで無効となる場合もあるわけでございますけれども、その就業規則等の変更が有効であるとしまして、確定給付企業年金法案に基づきます年金規約の方の変更がなければ、その年金規約に基づいて、年金の支給は支障なく行われるということになるかと思っております。

○大島(敦)委員 今回の確定給付企業年金の法律に關しまして、適格年金の方から全部の会社が移行できるという御理解の方が多いと思うんですが、これも、今回の確定給付企業年金について、あるいは今後出てくる確定拠出の年金に、適格年金から全部の会社、全部の従業員が移行できないわけなんです。

これは二つございまして、移行できない会社としては、一つが、今回の確定給付企業年金におい

ては厚生年金に入っている企業というのが条件でございまして、厚生年金保険法の中で、適用除外というよりも例外的に、サービス業とかあるいは農林水産業に關しては、個人としてその業を営む会社、会社というのかな、法人格がなくても、厚生年金に入らなくてもいいというところがございます。その部分の会社で今入っていない会社があれば、今回の確定給付の企業年金の方には移れないというのが一つあります。

もう一つが、今の中小零細企業の中ですと、中小零細企業でこういう小さな会社では、労使間の合意によって退職金規程が決まっている会社は少ないんです。使用主の方が一方的に就業規則あるいは退職金規程でそのような退職金あるいは企業年金のあり方を決めていく会社が多いものですから、そうしますと、今回の確定給付企業年金では条件として労使間の合意という非常に強い規定があるものですから、その部分の会社が全部移行できなくて適格年金をやめざるを得ないと私は考えておるんですけれども、その辺のところ、御所見がございましたら伺いたいと思います。

○梶原副大臣 現在の適格年金の会社がこれからどうなるかというお尋ねでございますが、一つは、最初に後の方からの問題でございますが、いわゆる労使合意のお話でございますが、いわゆる適格退職年金契約のもととなる就業規則の作成または変更につきましては、労働基準法によりまして、労働者の過半数で組織する労働組合あるいは労働者の過半数を代表する者の意見を聞かなければならないというふうになされているところでございまして、しかしながら、適格退職年金自体は、事業主と信託あるいは生保等の受託機関との契約に基づく制度であるということもありまして、その実施に当たりまして従業員が全く関与していないというケースも実態としてはあるのかな、こういう御指摘だろうと思っております。

今回の法案では、こうした点を改めまして、労使で十分に話し合っていた上で企業年金の制度設計を行う。その運営に当たっては、加入者

に對する情報開示などを通して十分なチェックが行い得る仕組みを整備しようというものでござい

ました。したがって、まず、就業規則の内容を踏まえて労使合意に基づく規約を作成した上で、受給権の保護が図られる新企業年金に移行していただきたいというふうに我々は思っております。

それからもう一点、厚生年金の適用事業所でないサービス事業者等の事例もござい

た。仰せのとおり、確定給付企業年金は、公的年金である厚生年金に上乗せをする、いわゆる三階部分の年金制度として位置づけられるものでござい

ます。厚生年金が適用されている事業所が確定給付企業年金を導入できるといふ仕組みになつていくわけであり

ます。厚生年金の適用を受けていない事業所の従業員については、その公的年金は基礎年金のみでありまして、先生御指摘のように、適格年金があったけれども、ではそれがちゃんと今回の確定給付の形に乗ってくるかということですが、当然ながら、公的年金は中小の事業者にとつて基礎年金のみでありますけれども、もとより厚生年金の適用事業所となる道も開かれていることは十分御案内のとおりであります。そういう意味では、まず公的年金である厚生年金に加入していただくことが従業員の老後の所得保障のためには先ではないかというふうに考えているところでござい

ます。どうぞ御理解をいただきたいと思います。

○大島(敦)委員 厚生年金に事業所が加入した方が、あるいはこれが任意適用事業所に当たるかと思ふんですが、中小零細企業の実態を考えると、なかなか、どうして企業年金を導入するかどうかというそもそもの論になりまして、そのときに、坂口大臣の御答弁の中で、年金というものが退職金の形を変えたものだといふような考え方、あるいは、そうじゃなくて、年金は独自であるという考え方

もありまして、今の使用者の団体の方あるいは労働組合の方に聞いても、そのところはなかなか、年金として単体であるんじゃないやなくて、やはり年金規約の中で、その支払い方法について、何年勤務したからこれだけとか、あるいは給与がこれくらいだからこれくらいもらえろかということ、労働に対する対価という感じが強いものですから、そのところが厚生年金の延長上で考えるとしても無理があるのかと私は思っています。

そのところが、今回の確定給付企業年金の中で、一つには、厚生年金の対象ではない例外的なサービス業とか農林水産業の方の一部の方が移行できなくなってしまうということ。

もう一つが先ほどの冒頭の指摘の中なんですけれども、今のところ退職手当というのは就業規則の中の絶対的必要な事項じゃなくて、どうしても書かなくちゃいけない事項じゃなくて、相対的に必要な事項ですから、ちよつと弱いところに位置づけられておまして、やはり権利というよりも、使用者の方がある程度条件を出すようなところろがまだあるのかと思ひまして、その辺のところのバランスというのが今回の確定給付企業年金だと何かとれていないような感じがするものですから、小さなところがこぼれてしまうおそれが非常にありましておそれるけれども、何か御所見がございましたらいたしたいと思います。

○辻政府参考人 確かに、小さなところについて、この制度によってこぼれるのではないかと御指摘、本当に私も注意しなければならぬと思ひますが、適格退職年金の場合、今までの経過からいいますと、生命保険契約であれば契約時十五人以上、信託契約であれば契約時百人以上といったような基準があつて、これは規制緩和で十一年十二月以降緩和されましたけれども、やはり相当規模のものがあつて適格退職年金に合理性があるという前提で現実にはこの仕組みはありますので、適格退職年金はどのような規模のものでなければもともと適用されておられませんし存在いたし

ませんので、実態面としてそのようなことが余りないのではないかと認識を持っております。

それからもう一つは、退職金といった面も強いという御指摘であるとするれば、適格退職年金というのはあくまでも確定給付の年金でございまして、まさしく積み立てが不足しておれば事業主に積み立て義務が生じる。それを積んでいないということは、やはり不十分だという状態にあるわけです。

例えば、中小企業退職金共済組合の場合は、そのような積み立て不足はないという形で、きちつと納められれば退職金は保障されるわけですから、その場合は中小企業退職金共済制度に移行していただいた方がむしろ安定性があり、そのような意味における問題点の解消につながるのではないかとこのように考えます。

○大島(教)委員 今の辻年金局長のお話の中で一つ私の認識と違ふところがございまして、十五人以上の会社であれば、就業規則なりそこに定められている年金規定なりが労使間の合意に基づいているという御発言があつたんですけれども、多分これは私たち地元へ帰って各経営者の方とお話しする身の方がわかりやすいと思うんですが、けれども、十五人、二十人、五十人ぐらいでも労使間の合意に基づいて退職金規程をつくっているところはなかなか少ないんです。一方的に事業主の方が退職金規程をつくられて書いているところが多いものですから。

私が気になるところは、おおむねそのような実態がある中で、今回の確定給付企業年金、あるいは今後出てくる確定拠出をつくってしましますと、その辺の小さなところ、町場の会社の人たちが、年金規定が面倒くさいからやめてしまおうかなというふうなことになるんじゃないかというおそれがあるものですから、それを指摘させていただきます。

最後になりますけれども、また御所見があればいただきたいと思いますし、なければここで終わ

りたいと思います。いかがでしょうか。

○榊屋副大臣 大島委員が中小の事業主の皆さんの立場、あるいは現場の実態ということ踏まえて御指摘をいただいたことはよく理解をいたします。

ただ、私どもも、そうした中で、二十一世紀の少子高齢化社会の中で、企業年金の体系というものを一つはやはり働く人の立場に立つてもう一回再編をしようというのが今回の確定給付、確定拠出、両方あわせて考えているわけでありまして。事業主にとっては大変に厳しい道になるということも十分理解をしながら、したがって中小企業等にはさまざまな配慮をしようということにしているわけでありまして、我が国の中小企業の事業主の皆さんにぜひとも御理解をいただきながら進めていこう、このように考えております。

○坂口国務大臣 御主張もよくわかりますので、十分検討させていただきます。

○大島(教)委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、金田誠一君。

○金田(誠)委員 おはようございます。金田誠一でございます。

私も、さきの大島議員同様に、大臣にまずはお礼を申し上げてから質問すべきところでございましてけれども、実はきょうは確認質問ということになっておりまして、時間がまた限られてございまして、その仕事の方を先に済ませて、それから改めてお礼を申し上げさせていただきます、こう思うところでございます。

まず、給付の引き下げについてでございます。給付引き下げなど受給者にとって不利益な変更は、確定給付年金である以上は原則としてあつてはならないことであり、そのために法案にはさまざまな仕組みが設けられている、こう思うわけでございます。したがって確定給付ということだとするわけでございまして。しかし、それにもかかわらず、不利益な変更が起り得ることは否定できないわけでございます。

そこで、新企業年金において、真にやむを得ず

受給者の給付水準の引き下げなどの不利益変更が行われる場合であっても、受給者の権利を保護するため政府として十分な措置を講ずると理解してよろしいか、大臣にお尋ねをいたします。

○坂口国務大臣 母体企業の経営状況の悪化などによりまして企業年金を廃止するという事態を避けますために、次善の策として、加入者のみならず、受給者の給付水準の引き下げを行うことも労使合意による選択肢の一つであると考えております。しかし、この場合、受給権保護の観点から、通常の規約変更の手続と比べてより慎重な手続が必要であると考えており、現在の厚生年金基金におきましても、受給者の三分の二以上の同意等の追加的な要件を課しているところでございます。

新企業年金においても、このような厚生年金基金における取り扱いは基本的に踏襲して、政省令で規定することによりまして受給権の保護を図っていく考えでございます。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。まず、原則として不利益変更はあつてはならないことである、これが大前提だと思ひますし、万々が一の場合はただいまの御答弁のようにしかるべく対処をされるということで理解をいたしました。

次に、支払い保証制度についてでございます。支払い保証制度を設けることについては、労働側のみならず、多くの学識者からもその必要性が指摘されているところでございます。一方、主として経営側からは、支払い保証制度によるモラルハザードということが強調されているところでございます。しかし、これに対しては、支払い保証制度に対する拠出金といえますか保険料といえますか、こういうものに格差を設ける、あるいは資産の査定を厳格に行うなど、モラルハザードを回避する方法はいろいろあると思うわけでございますけれども、その辺の御見解を伺いたしたいと思います。

○辻政府参考人 今御指摘の点、まず第一点には、支払い保証制度における拠出金に格差を設ける、すなわち積み立て不足の額に比例した拠出金を設

定すべき、例えばこのような考え方では、御指摘かと存じます。

まず、これにつきましては、財政が悪化している企業年金にとりてより重い負担になるという形になりますので、むしろそれを回避するために結局は積み立て不足を抱えたまま終了しようという傾向が強まる可能性がございまして、あるいはまた、査定を厳格に行うべきという御指摘があったわけですが、これらの問題というものは、そもそも支払い保証制度を導入する大前提として、加入する各企業が相互扶助を行うという共通の基盤認識というものを保持しているかどうかで、今言いましたように、むしろ逆に振れるという可能性を保持しているように考えます。

このように考えますと、あくまでも企業年金は労使による自主的な運営が基本である中で、従業員の老後の所得保障のためには積み立て義務を果たすということが不可欠であるという土壌をまず形成することが第一に必要なことと考えておりまして、まず本法の適正な実施を目指させていただきたいと存じます。

○金田(誠)委員 預金保険機構でしょうか、こうしたところでも、自己資本比率その他さまざまな要件に照らして保険金の格差がついているとかいうようなことを仄聞しているところがございますが、そういういわばベナルティーあるいは優遇保険料、あめとむちみたいなことになりまして、どうか、そうしたことも適切に組み合わせることで、積み立て不足をまず起こさせないというインセンティブにもなるかと思ひます。局長がおっしゃったようなことも一面から言えるかもしれませんが、逆の側面からは、そのことが積み立て不足を回避しなければならぬということ、奨励することによって、支払い保証制度を適用するような事態をあらかじめ回避できるというメリットも含まれているのではないかなと思ひまして、一概にモラルハザードであるということでの検討を回避するべきものではない、こう思うわけでございます。

そこで、確認をさせていただきたいと思ひます。支払い保証制度については、企業年金の加入者や受給者の受給権保護を図る観点からさらに検討すべき課題であり、法施行後の状況を勘案しながら政府として引き続き検討していく考えであるというところを、大臣、御確認をいただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 御指摘のとおり、法施行後の状況を勘案しまして、引き続き検討してまいりたいと思ひます。

○金田(誠)委員 重ねて確認をさせていただきたいと思ひます。支払い保証制度については、附則第六条、これは五年後の見直し事項になっているわけですが、この附則第六条の検討事項の対象に含まれているということを確認させていただきたいと思ひます。

○坂口国務大臣 これも御指摘のとおり、支払い保証制度につきましては、附則第六条の検討の対象に含まれております。

○金田(誠)委員 これで、きょう確認をすべき点を確認をさせていただいたところでございます。

改めて、大臣にお礼を申し上げたいと思ひます。一昨日、二十三日夕刻でございますが、政府が控訴を断念する旨の発表がございました。最初、知らせを聞いたときに、自分の耳を疑った、そして本当に喜びが心の底から込み上げてきた、こんな思いがございました。この決定に当たりまして、坂口大臣の特段の御尽力があったと報道もされておりましたし、あるいは仄聞もいたしているところでございます。心から感謝と御礼を申し上げます。

次第でございます。

また、この委員会でも何度かこの件で質問に立たせていただいて、当時の状況の中で、多少言葉が走った点もあったと思うわけでございます。その点、事情を御勘案いただきまして、お許しをいただければと思うわけでございます。

いろいろ報道をされてございます。一審判決の確定を受けて行われる対策でございますから、私は、まず原告団との協議があり、さらに患者、元患者を代表する、これは全療協しかなわけでございますが、全療協との協議があつて、その合意のもとにすべてが始まる、そうでなければ再び過ちを犯すことになりかねない、こう思ひ、懸念もいたしているところでございます。

具体的な対策の中身については、来週の火曜日、二十九日に集中質疑の時間が設けられるということ、そちらに譲らせていただきたいと思います。

○坂口国務大臣 金田議員にはもう何度かわたしましてこの問題を御質問いただきました。しかし、事の経過を十分にその場で御説明を申し上げることができなかったこともございまして、菌切の悪い答弁を繰り返さざるを得ないこともございました。私の方こそそれはひとつおわびを申し上げます。

今後のことでございますが、これから大変でございます。大きな仕事をしよいながらこれくらいかなければならないというふうに思つております。今御指摘のように、原告団の皆さん方との会談、あるいは全療協の皆さん方との会談、そうしたことをこれからやつていかなければならぬだろうと私も思つている次第でございます。

まだ詳細に日程等の検討に入るところまで至つておりませんが、前回、原告団の皆さん方にはお会いをいたしましたけれども、一応これで正式の決定をいたしましたので、まず正式に決定しましたことをお伝え申し上げ、そしてそこで正式のおわびも申し上げるという、一度そうした儀式が必要であらうというふうに思つておる次第でございます。

そして、その後の交渉等につきましては、

で、どういふふうに進めていくのかということにつきましては、よく相談をしながらこれからいきたいというふうに思つておるところでございます。

○金田(誠)委員 ありがとうございます。

今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

○鈴木委員 次は、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 質問に先立ちまして、今回のハセン病熊本判決に対して、政府が、原告たちの必死の訴えと世論に押された結果にせよ、控訴しないとの決断を行ったことを心から歓迎したいと思ひます。また、そのために坂口厚生労働大臣が奮闘されたことにも感謝をしたいと思ひます。

この問題については、来週集中審議が行われますので、きょうはこのことだけ申し上げて本題に入ります。

一九六五年に、高度成長の最盛期であります、企業の要求で厚生年金基金制度がつけられ、国に納付すべき厚生年金保険料の一部を企業が代行することが認められました。これによって多くの企業が、バブルがはじけたまでの三十年近く、その代行分の運用で年金の利率をはるかに上回る運用益を稼いだことは周知のことです。ところが、九〇年代に入つて、バブルがはじけ、逆に差損が生じるようになるや、今度は邪魔だということで代行返上するというのでは、余りに企業の身勝手ではないでしょうか。

ところが、企業は、代行返上に当たり、手持ちの株の物納を認めろと言う。今回の法案はこれを認めております。このことについて政府は、現に年金財源を株で運用しているからお互いに現金にかえたり株にかえたりする手数料が助かるとか、ここ三十年では株は有利な投資だったとか答弁しておられますが、問題はここ数年急激に株価が下がり続けていることでもあります。物納を認めたため三千万人を超える年金の加入者の大切な年金財源を減らすようなことになったら、だれがどのように責任をとるのでしょうか。これは大臣に。

○辻政府参考人 ちよつと株のこと等、技術的なことがございますので……。

まず、代行返上を認めるというこのたびの趣旨は、厚生年金基金は公的年金の一部を代行しておるわけですが、それがゆえに終身年金を原則としておる。これまで、この終身年金を原則としておる。これまでは、もう少し柔軟な設計にしてほしいという希望が相当ございました。また、適格退職年金を実施している企業と基金を実施している企業とが合併する際には、合併後の企業は基金しか採用できないということで、企業合併にも影響を与えておりました。

こんなことを解決しようというのが第一義でございます。企業年金はあくまでも従業員の後生の所得保障を目的とするものでございますので、民間企業においても、短期的な運用環境が悪いから、単なる損得でこのような代行返上という判断をしているものではないと私も考えております。

それから、株価の低迷、そしてそれが資金運用に大きな差しをを生じせしめるんじゃないか、そして、この代金を物納で返上を認めることはそれに輪をかけてるのではないかと御趣旨の質問かと存じますが、これまで御説明しましたように、基金の方ももと株を含めた資産運用をしている、政府の本体の公的年金の方も株を含めた資産運用をしている、したがって、資産を移しますときに、わざわざ売ってまた買うというのは非常に不効率であるし、場合によっては株価に不必要な変動が生じてマイナスになる場合もあるというのがこのたびの物納の趣旨でございます。

そのような意味での物納、政府の公的資金の運用方針に沿った範囲でしか受け入れないということとを厳格にチェックをいたしてやりますので、今回の物納がこの資金運用に悪影響を及ぼすということはそのような意味ではありません。

ただ、そもそもこの資産運用に株を入れること自身が近年の株価の状況においてどうかという御指摘があるわけですが、これにつきま

ては、やはり数十年という非常に超長期では株の収益率というものは債券の収益率を上回っているという客観的事実は今後もあるという観点から、関係審議会の専門家による十分なチェックを受けまして、将来に向けて一定限度の範囲内で株を組み込む。もちろん債券運用が基本でございますが、一定限度内で株を組み込むということにつきまして専門家の意見も十分承り、そのようなもとで運用しようとしているものでございます。

○小沢(和)委員 私、黙って聞いていましたけれども、今あなたが答えられたようなことは、私は今、そう答えたがと質問の中で言っておるんですよ。そんな同じようなことは二度も三度も言わないでいただきたい。

特定の銘柄の株価を操作して政府に高値で引き取らせるぐらいのことは、やる気なら私は簡単にできることだと思ふんです。そういう形で損害をこうむるようなことが絶対ないと言えるのか、私はそのことを強く懸念するわけであります。きょうは大臣に質問をしますので、そのことは懸念の指摘だけでとめておきます。

次ですけれども、厚生年金基金や適格退職年金に巨額な積み立て不足が生じ、給付の切り下げ、解散も激増しております。私的年金であつても、公的年金を補完し、老後の生活保障に重要な役割も果たしている以上、その受給権を保障することは緊急の課題であります。しかし、この法案を見ると、適格年金の積み立て不足解消が義務化されるなどの前進面はありますが、積み立て不足の解消、給付切り下げ、解散などに対応する受給権保護のやり方はほぼ従来の範囲であります。これでは多くの加入者の間に広がっている企業年金の不安を解消できないのではないかと、大臣に質問をいたします。

○坂口国務大臣 今回の法案におきましては、受給権保護を図りますために、一つとしては年金資産の積み立て基準及び積み立て義務を定めておりまして、さらに運用機関等の受託者責任を明確化をさせたということもござります。それから、事

業主等に財政状況等についての加入者への情報開示を義務づけているということもござります。従来の企業年金にはなかったり、あるいはまた十分であつた事項に対応する措置としてこれらのことを講じているということも御理解をいただいたというふうに思ひます。

こうした措置が着実に実施されるよう最大限の努力を行う所存でございます。御指摘のような不安は解消されていくものと考えています。また、解消されていくように今後努力をしなければならぬと思つておるところでございます。

○小沢(和)委員 政府の基本的な姿勢というのは、企業年金は私的年金だから労使の自由な運営に任せるべきだということだと思ひます。確かに、私は、給付内容などは労使で自由に決めてよいと思うんですが、その約束が確実に実行されるよう保証する公的な制度が必要だということを強調したいわけでありまして。

先日、アメリカの例を紹介しましたけれども、アメリカのERISA法、日本語で言えば従業員退職所得保障法ということになると思ひますが、この法律と比べても、今回の法案の内容では受給権保護の仕組みが余りにも貧弱ではないでしょうか。大臣。

○辻政府参考人 事実関係だけ申し上げますが、今までの適格退職年金には積み立て義務さえなかったわけでございます。

積み立て義務さえなかったところで、まず積み立てていただくというところが今回のスタート時点でございます。そのような観点からは、掛金の拠出状況が加入者に周知される、加入者への周知によるチェックというのは大変な力になると思ひます。そしてまた、決算報告を行政に行つていただき、行政も指導させていただく。こういったことで、積み立て義務のなかった制度について積み立てをしていただくように努力するということにはまず第一かと存じます。

○小沢(和)委員 企業年金への不安解消の決め手は、何といつても、先ほども出ました支払い保証

制度の確立だと思ひます。

一昨日も指摘したとおり、政府は、当初これに積極的に取り組んだ。しかし、経団連から反対された途端に腰砕けになり、今回の法案には支払い保証は一言も出てまいりません。この点では、現行制度にある厚生年金基金連合会の部分的な支払い保証さえなくなるという後退も起こっております。

経団連の反対理由はモラルハザードを起こすということでありまして、アメリカでは、積み立て不足を起せば起すほどペナルティーが大きくなる。倒産しても積み立て不足を最大限埋めさせるため、年金給付保証公社に先取特権を与えるなどの工夫をして、ほぼ二十年がかりで完全にモラルハザードを防ぐ仕組みをつくり上げていくわけでありまして。日本でもこういうアメリカの経験や到達点を取り入れたらいいんじゃないですか。大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 これはもう委員御存じのとおりでございますが、積み立て義務のあります厚生年金基金からの移行グループと、積み立て義務のない適格退職年金からの移行グループとは、当面、企業年金の積み立て状況にかなりの違いが生じますことから、現時点で支払い保証制度を創設することは公平の観点からもなかなか困難である、そういうことで法案に盛り込まれなかったわけでございます。

また、これまでの検討では、モラルハザードのお話ございましたが、支払い保証制度の導入は積み立て不足を放置するような状況を招くのではないかとといったような基本的な異論もございました。答えが出ていないのが現状でございます。

しかし、いずれにいたしましても、この支払い保証制度につきましては、引き続き検討していかなければならない課題であるというふうに考えております。

○小沢(和)委員 結局、問題は、支払い保証制度をつくれれば企業に新たな若干の負担がかかってくる、それが嫌だということ以外にはないと思うん

です。

支払い保証は何もアメリカ独自の制度ではありませんで、ドイツでもイギリスでも独自の制度をつくって企業年金への信頼を確立しております。初めに述べたとおり、企業の身勝手な許しでいては信頼される安定した年金制度はできません。国民の大多数を占めている労働者の老後のために、今こそ支払い保証制度の確立を決断すべきときだと思います。

先ほど答弁で、政府は、法案附則六条に今後支払い保証制度を検討することを盛り込んでいと言っていますが、文言を見る限りでは全くそういふふうには読めません。先ほどの答弁はそれとして理解しますが、もう一度確認の意味でお尋ねしたいのは、そうすると、支払い保証制度の実行を近く行う必要がある、こういう方向で取り組むというふうな理解をしてよろしいでしょうか。大臣、いかがですか。

○坂口国務大臣 先ほどの繰り返しになって恐縮でございますけれども、御指摘の支払い保証制度というのが大変大事な問題だということの認識は私たちが持っているわけでございますが、それをこれからどのようにしていくかということにつきましては、今後検討をさせていただきますという一事を申し上げているわけでございまして、ぜひひとつ引き続き検討をさせていただきますというふうに思っております。

○小沢(和)委員 大事だという認識はわかりましたけれども、大事だし、年金に対する信頼を高めていくためにもどうしてもこれを実現しなければならぬ、だから、そういう立場から検討する、こう理解しましたが、よろしいでしょうか。

○坂口国務大臣 重要であればこそ検討するわけでございしますから、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○小沢(和)委員 では、前向きで検討していただきたいということを申し上げて、終わります。

○鈴木委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 この際、本案に対し、森英介君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案による修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。古川元久君。

確定給付企業年金法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○古川委員 民主党の古川元久でございます。

ただいま議題となりました確定給付企業年金法案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、確定給付企業年金を実施する事業主等及び厚生年金基金は、加入者等に対し行う業務の概況についての情報提供を、受給者に対しても同様に行うよう努める旨の規定を追加するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、確定給付企業年金法案原案に対して反対の討論を行います。

本法は、現行の厚生年金基金と適格退職年金とは別に、新たに二種類の確定給付年金をつくり、現行制度からの移行を誘導しようとするものです。厚生年金基金の代行制度の返上を可能にし、適格退職年金は十年間の期限内に廃止されることとなります。

今日、厚生年金基金、適格退職年金の加入者は、合わせて二千二百万人です。この加入労働者にとつて、企業年金が退職後の所得保障の一部を担うに足る制度であるためには、受給権保護を中心とした共通の基準づくり、支払い保証制度の創設、代行制度のあり方、退職金を含めた退職給付全体との関連性、公的年金との役割分担など、企業年金制度全体について検討し、企業年金基本法という包括的な整備の必要があるという認識に立つて、この間議論がされてきました。

ところが、本法で、そのどれもが徹底されず、かつての運用利益を保全してこなかった責任を棚上げにして、ここ数年の厚生年金基金の積立金不足を理由に、労使の合意ならば給付の切り下げも可能にできる内容に改悪してきたのであります。

本法案に反対する第一の理由は、労働力の流動化政策が今後一層進められる中で、本法案が、企業年金に対する企業の負担と責任を放棄する確定拠出企業年金の導入に向けた制度的整備であるという事です。

今日、いわゆる労働移動の円滑化として、短期雇用や裁量労働の拡大、解雇規制の撤廃、有期雇用契約の拡大などが強引に進められています。この不安定雇用の受け皿として、積み立て義務のない、そして運用リスクも労働者任せで企業が責任を負わない確定拠出企業年金が導入されようとしていますが、それと一体のものとして本法案が提案されていることを厳しく指摘したいと思ひます。

適格退職年金は、新型企業年金への移行で積み立て義務が課されますが、積み立て不足が深刻である中小企業の経営実態を見れば、結果的に、適格退職年金は廃止の方向か、あるいは確定拠出企業年金へと流れていかざるを得ない、その可能性は極めて大きいと言わざるを得ません。

反対の第二の理由は、今日、厚生年金基金の解散や給付の削減などが行われているもとで、受給者の権利を保護する制度的枠組みこそが求められ

ています。にもかかわらず、新型の企業年金では、積み立て義務の実効性が十分担保されていない点です。

受給権保護の名目で導入される新型の企業年金の積み立て義務は、義務の明示はするものの、情報開示と労使による監視以外に、企業に対して積み立て義務を履行させる担保はどこにもありません。しかも、労使の合意があれば給付の削減も自由にできるものであり、現在の労使関係の状況のもとでは、受給権保護は名ばかりになる重大な懸念があります。

反対の第三の理由は、支払い保証制度の創設が先送りされ、五年後の検討とされたことです。

企業年金が積み立て不足のまま解散した場合に加入労働者の給付を保障する支払い保証制度の創設は、企業年金論議の最大の重要課題でした。これを見送ったことは、企業の責任と企業の拠出負担を回避したものだと言わざるを得ません。

以上三点を指摘いたしまして、反対討論といたします。(拍手)

○鈴木委員長 以上で討論は終局いたしました。

○鈴木委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、確定給付企業年金法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、森英介君外六名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鈴木委員長 この際、本案に対し、谷畑孝君外

六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。大島敦君。

○大島(敦)委員 民主党の大島です。

私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

確定給付企業年金法案に対する附帯決議

(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力するべきである。

一 企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、セイフティネットとしての機能をもつ「支払保証制度」について、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き検討を加えること。

二 企業年金受給者に対する情報開示について、事業主等に対し、実情を踏まえた適切な指導を行うこと。また、給付額の減額など、受給者にとって不利益な変更が行われる場合の手続について、適切な措置を講ずること。

三 受託者責任については、事業主や資産管理運用機関など企業年金の管理・運営に関わる者は、その内容を十分理解し、受託者責任を踏まえて行動すること。また、政府は、受託者責任の理念が十分に浸透するように努めること。

四 適格退職年金から確定給付企業年金等への移行が円滑に行われるよう、適切な経過措置を講ずること。特に、中小企業については特段の配慮を行うこと。

五 転職に伴う年金原資の移管制度(ポータビ

リティ)について、引き続き検討を加えること。

六 厚生年金基金の今後のあり方については、法施行後の制度間移行の状況等を踏まえ、必要な検討を行うこと。

七 厚生年金基金連合会の財政については、引き続きその情報開示を進めるとともにその健全化に努めること。

八 年金課税のあり方について、制度間のバランスに留意しつつ、拠出時・運用時・給付時を通じた負担の適正化に向けて検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○鈴木委員 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○鈴木委員 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○坂口国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたします。

○鈴木委員 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○鈴木委員 次に、第百五十回国会、内閣提出、

確定拠出年金法案を議題といたします。坂口厚生労働大臣の説明を聴取いたします。

確定拠出年金法案

(本号末尾に掲載)

○坂口国務大臣 ただいま議題となりました確定拠出年金法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の需要の多様化、雇用の流動化等社会経済情勢が大きく変化しており、このような変化に対応しつつ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する制度を創設することが要請されております。

このため、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、新たな選択肢として、個人または事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる制度を創設するための確定拠出年金法案を第百四十七回国会に提出いたしました。衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、この法律案は、老後の所得の確保を一層充実したものとするために新たな制度を創設するものであり、一刻も早くその実現を図る必要があることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、確定拠出年金は、事業主が労使合意に基づいて実施し、六十歳未満の従業員が加入者となる企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し、国民年金の第一号被保険者及び公的年金に上乗せする給付のない六十歳未満の厚生年金保険の被保険者が申し出により加入者となる個人型年金の二種類とすることとしております。

第二に、掛金は、企業型年金においては事業主が、個人型年金においては加入者が拠出することとしております。

第三に、加入者は、個人ごとに管理された資産について運用の指図を行うこととしております。このため、加入者に対して十分な情報の提供等が行われるよう所要の措置を講じております。

第四に、給付は、原則として六十歳に到達した場合のほか、高度の障害を負った場合または死亡した場合に支給することとしております。また、加入者が離職した場合等においては、他の企業型年金または個人型年金に個人ごとに管理された資産を移換することとしております。

第五に、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととする。ともに、両大臣が必要な監督を行うこととしております。

第六に、加入者の受給権保護等を図る観点から、関係者の行為準則を定める等必要な措置を講ずることとしております。

最後に、掛金、積立金及び給付について、各税法で定めるところにより、税制上必要な措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。よろしく御願いします。

○鈴木委員 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、来る二十九日火曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十四時四十二分散会

確定給付企業年金法案に対する修正案

確定給付企業年金法案の一部を次のように修正

する。

第七十三条に次の一項を加える。

2 事業主等は、前項に規定する業務の概況について、加入者以外の者であつて事業主等が給付の支給に関する業務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則第八條のうち厚生年金保険法第七十七條の次に二條を加える改正規定中第七十七條の二に次の一項を加える。

2 基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であつて基金が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

確定拠出年金法案

確定拠出年金法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約(第三条・第六條)

第二款 運営管理業務の委託等(第七條・第八條)

第二節 企業型年金加入者等(第九條・第十條)

第三款 掛金(第十九條・第二十一條)

第四節 運用(第二十二條・第二十七條)

第五節 給付

第一款 通則(第二十八條・第三十二條)

第二款 老齢給付金(第三十三條・第三十六條)

第三款 障害給付金(第三十七條・第三十九條)

第四款 死亡一時金(第四十條・第四十二條)

第六節 事業主等の行為準則(第四十三條・第四十四條)

第七節 企業型年金の終了(第四十五條・第四十八條)

第八節 雑則(第四十九條・第五十四條)

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約(第五十五條・第五十九條)

第二款 運営管理業務の委託等(第六十條・第六十一條)

第二節 個人型年金加入者等(第六十二條・第六十七條)

第三款 掛金(第六十八條・第七十一條)

第四節 個人型年金の終了(第七十二條)

第五節 企業型年金に係る規定の準用(第七十三條)

第六節 雑則(第七十四條・第七十九條)

第四章 個人別管理資産の移換(第八十條・第八十五條)

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等(第八十六條・第八十七條)

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録(第八十八條・第九十三條)

第二節 業務(第九十四條・第一百條)

第三節 監督(第一百一條・第一百七條)

第四節 雑則(第一百八條・第一百九條)

第七章 雑則(第一百十條・第一百七條)

第八章 罰則(第一百十八條・第二百二十四條)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と

福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「確定拠出年金」とは、企業型年金及び個人型年金をいう。

2 この法律において「企業型年金」とは、厚生年金適用事業所の事業主が、単独で又は共同して、次章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

3 この法律において「個人型年金」とは、連合会が、第三章の規定に基づいて実施する年金制度をいう。

4 この法律において「厚生年金適用事業所」とは、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)第六條第一項の適用事業所及び同条第三項の認可を受けた適用事業所をいう。

5 この法律において「連合会」とは、国民年金基金連合会であつて、個人型年金を実施する者として厚生労働大臣が全国を通じて一個に限り指定したものをいう。

6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。

一 厚生年金保険の被保険者

二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

三 農林漁業団体職員共済組合の組合員(任意継続組合員を含む)

7 この法律において「確定拠出年金運営管理業務」とは、次に掲げる業務(以下「運営管理業務」という。)の全部又は一部を行う事業をいう。

一 確定拠出年金における次のイからハまでに掲げる業務(連合会が行う個人型年金加入者の資格の確認に係る業務その他の厚生労働省令で定める業務を除く。以下「記録関連業務」という。)

イ 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者並びに個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「加入者等」と総称す

る。)の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に関する事項の記録、保存及び通知

ロ 加入者等が行った運用の指図の取りまとめ及びその内容の資産管理機関(企業型年金を実施する事業主が第八條第一項の規定により締結した契約の相手方をいう。以下同じ。)又は連合会への通知

ハ 給付を受ける権利の裁定

二 確定拠出年金における運用の方法の選定及び加入者等に対する提示並びに当該運用の方法に係る情報の提供(以下「運用関連業務」という。)

8 この法律において「企業型年金加入者」とは、企業型年金において、その者について企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主により掛金が拠出され、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

9 この法律において「企業型年金運用指図者」とは、企業型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(企業型年金加入者を除く)をいう。

10 この法律において「個人型年金加入者」とは、個人型年金において、掛金を拠出し、かつ、その個人別管理資産について運用の指図を行う者をいう。

11 この法律において「個人型年金運用指図者」とは、個人型年金において、その個人別管理資産について運用の指図を行う者(個人型年金加入者を除く)をいう。

12 この法律において「個人別管理資産」とは、企業型年金加入者若しくは企業型年金加入者であった者又は個人型年金加入者若しくは個人型年金加入者であった者に支給する給付に充てるべきものとして、一の企業型年金又は個人型年金において積み立てられている資産をいう。

13 この法律において「個人別管理資産額」とは、個人別管理資産の額として政令で定めるところにより計算した額をいう。

第二章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始

第一款 企業型年金規約

(規約の承認)

第三條 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 二以上の厚生年金適用事業所について企業型年金を実施しようとする場合においては、前項の同意は、各厚生年金適用事業所について得なければならない。

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主(第四十七条第五号、第七十条、第七十一条及び第七十八条を除き、以下「事業主」という。)の名称及び住所

二 企業型年金が実施される厚生年金適用事業所(以下「実施事業所」という。)の名称及び所在地(厚生年金保険法第六条第一項第三号に規定する船舶(以下「船舶」という。))の場合にあつては、同号に規定する船舶所有者の名称及び所在地

三 事業主が運営管理業務の全部又は一部を行う場合にあっては、その行う業務

四 事業主が第七條第一項の規定により運営管理業務の全部又は一部を委託した場合にあっては、当該委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(第八十八条第一項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業務を営む者をいう。以下「同じ。」「第七條第二項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。))

の名称及び住所並びにその行う業務

五 資産管理機関の名称及び住所

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあっては、当該資格に関する事項

七 事業主が拠出する掛金(以下「事業主掛金」という。)の額の算定方法に関する事項

八 運用の方法の提示及び運用の指図に関する事項

九 企業型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

十 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年未満である場合において、その者の個人別管理資産のうち当該企業型年金に係る事業主掛金に相当する部分として政令で定めるものの全部又は一部を当該事業主掛金に係る事業主に返還することを定めるときは、当該事業主に返還する資産の額(以下「返還資産額」という。)の算定方法に関する事項

十一 企業型年金の実施に要する事務費の負担に関する事項

十二 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第四條 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第三項各号に掲げる事項が定められていること。

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあっては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他の政令で定める年金制度(第五十四条第一項において「企業年金制度」という。)及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別

別的なものでないこと。

三 事業主掛金について、定額又は給与に一定の率を乗ずる方法その他これに類する方法により算定した額によることが定められていること。

四 提示される運用の方法の数又は種類について、第二十二條第一項の規定に反しないこと。

五 企業型年金加入者及び企業型年金運用指図者(以下「企業型年金加入者等」という。)による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

六 企業型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

七 企業型年金加入者が資格を喪失した日において実施事業所に使用された期間が三年以上である場合又は企業型年金加入者が当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する場合にあっては、その者の個人別管理資産が移換されるときは、そのすべてを移換するものとされていること。

八 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨をその申請をした事業主に通知しなければならない。

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約(以下「企業型年金規約」という。)を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更)

第五條 事業主は、企業型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上あるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等(企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。)」と読み替へるものとする。

第六條 事業主は、企業型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四條第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第七條 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 前項の場合において、実施事業所が二以上あるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等(企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。)」と読み替へるものとする。

第六條 事業主は、企業型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第四條第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第七條 事業主は、政令で定めるところにより、運営管理業務の全部又は一部を確定拠出年金運営管理機関に委託することができる。

2 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、前項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

3 運営管理業務の全部又は一部を行う確定拠出年金運営管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、当該全部若しくは一部の運営管理業務を自ら行い、又は当該運営管理業務を承継すべき確定拠出年金運営管理機関を定めて当該運営管理業務を委託しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

第八條 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。))について、次の各号のいずれかに掲げる

契約を締結しなければならない。

信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。以下同じ。)又は厚生年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

三 生命保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方とする生命保険の契約

三 農業協同組合連合会(全国を地区とし、農業協同組合(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第八号の事業のうち生命共済の事業を行うものに限る。)を相手方とする生命共済の契約

四 損害保険会社(保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)を相手方とする損害保険の契約

2 前項各号に規定する者は、正当な理由がある場合を除き、同項各号に掲げる契約(以下「資産管理契約」という。)の締結を拒絶してはならない。

3 資産管理機関が欠けることとなるときは、事業主は、別に資産管理契約の相手方となるべき者を定めて、資産管理契約を締結しなければならない。

4 資産管理契約が解除されたときは、当該解除された資産管理契約に係る資産管理機関は、速やかに、当該資産管理契約に係る積立金を事業主が定めた資産管理機関に移換しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、資産管理契約の締結に必要事項は、政令で定める。

第二節 企業型年金加入者等

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業

型年金規約で一定の資格を定めるときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としなない。

(資格取得の時期)

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一 実施事業所に使用されるに至ったとき。

二 その使用される事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)又は船舶が、実施事業所となったとき。

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 実施事業所に使用される者が、企業型年金規約により定められている資格を取得したとき。

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 実施事業所に使用されなくなったとき。

三 その使用される事業所又は船舶が、実施事業所でなくなったとき。

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 企業型年金規約により定められている資格を喪失したとき。

六 六十歳に達したとき。

(企業型年金加入者の資格の得喪に関する特例)

第十二条 企業型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、企業型年金加入者でなかったものとみなす。

(同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する者の取扱い)

第十三条 同時に二以上の企業型年金の企業型年

金加入者となる資格を有する者は、第九条の規定にかかわらず、その者の選択する一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者としなないものとする。

2 前項の選択は、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日から起算して十日以内にしなければならない。

3 第一項に規定する者は、同項の選択をしたときは、その者が二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った日にさかのぼって、その選択した一の企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者でなかったものとする。

4 第一項に規定する者が同項の選択をしなかつたときは、その者は、政令で定めるところにより、当該二以上の企業型年金のうちその一の企業型年金を選択したものとみなす。

5 甲企業型年金の企業型年金加入者が同時に乙企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有するに至った場合において、第一項の規定により乙企業型年金を選択したときは、その者は、乙企業型年金の企業型年金加入者となった日に、甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失する。

6 第一項に規定する者が、同項の規定により選択した企業型年金の企業型年金加入者でなくなったときは、その者は、その日に、当該企業型年金以外の企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得する。

(企業型年金加入者期間)

第十四条 企業型年金加入者である期間(以下「企業型年金加入者期間」という。)を計算する場合に、月によるものとし、企業型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 企業型年金加入者の資格を喪失した後、再びもとの企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者については、当該企業型年金におけ

る前後の企業型年金加入者期間を合算する。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 第十一条第六号に該当するに至ったことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)

二 企業型年金の企業型年金加入者であった者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 企業型年金運用指図者は、前項各号に掲げる者のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金運用指図者の資格を取得する。

3 企業型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第三号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

三 当該企業型年金の企業型年金加入者となつたとき。

4 第十二条の規定は企業型年金運用指図者の資格について、前条の規定は企業型年金運用指図者である期間(以下「企業型年金運用指図者期間」という。)を計算する場合について準用する。

(通知等)

第十六条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の氏名及び住所その他の事項を当該企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「企業型記録関連運営管理機関」という。)に通知しなければならない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全部を行う場合にあっては、この限りでない。

2 企業型年金加入者は、厚生労働省令で定める

ところにより、第十三条第一項の規定により選
択した企業型年金その他の事項を事業主又は企
業型記録関連連運管理機関に申し出なければな
らない。

第十七条 企業型年金運用指図者は、厚生労働省
令で定めるところにより、氏名及び住所その他
の事項を企業型記録関連連運管理機関（記録関
連業務を行う事業主を含む。以下「企業型記録
関連連運管理機関等」という。）に申し出なけ
ればならない。

（企業型年金加入者等原簿）

第十八条 企業型記録関連連運管理機関等は、厚
生労働省令で定めるところにより、企業型年金
加入者等に関する原簿を備え、これに企業型年
金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪
失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働
省令で定める事項を記録し、これを保存しなけ
ればならない。

2 企業型年金加入者及び企業型年金加入者で
あった者（死亡一時金を受けることができる者
を含む。）は、企業型記録関連連運管理機関等
に対し、前項の原簿の閲覧を請求し、又は当該
原簿に記録された事項について照会することが
できる。この場合においては、企業型記録関連
連運管理機関等は、正当な理由がある場合を除
き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではな
らない。

第三節 掛金

（事業主掛金）

第十九条 事業主は、企業型年金加入者期間の計
算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。
2 事業主掛金の額は、企業型年金規約で定める
ところにより算定した額とする。

（拠出限度額）

第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金
の額は、拠出限度額（一月につき拠出すること
ができる事業主掛金の額の上限として、企業型
年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有
無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超

えてはならない。

（事業主掛金の納付）

第二十一条 事業主は、毎月の事業主掛金を翌月
末日までに資産管理機関に納付するものとす
る。

2 事業主は、事業主掛金を納付する場合におい
ては、厚生労働省令で定めるところにより、各
企業型年金加入者に係る事業主掛金の額を企業
型記録関連連運管理機関に通知しなければなら
ない。ただし、当該事業主が記録関連業務の全
部を行う場合にあつては、この限りでない。

第四節 運用

（事業主の責務）

第二十二条 事業主は、その実施する企業型年金
の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行
う第二十五条第一項の運用の指図に資するた
め、資産の運用に関する基礎的な資料の提供そ
の他の必要な措置を講ずるよう努めなければな
らない。

（運用の方法の選定及び提示）

第二十三条 企業型年金加入者等に係る運用関連
業務を行う確定拠出年金連運管理機関（運用関
連業務を行う事業主を含む。以下「企業型運用
関連連運管理機関等」という。）は、政令で定
めるところにより、次に掲げる運用の方法のう
ち政令で定めるものを企業型年金規約で定める
ところに従つて少なくとも三以上選定し、企業
型年金加入者等に提示しなければならない。こ
の場合において、その提示する運用の方法（第
二十五条第二項及び第二十六条において「提示
運用方法」という。）のうちいずれか一以上の
ものは、元本が確保される運用の方法として政
令で定めるものでなければならない。

一 銀行その他の金融機関又は国を相手方とす
る預金又は貯金の預入
二 信託会社への信託
三 有価証券の売買
四 生命保険会社若しくは国又は農業協同組合
（農業協同組合法第十条第一項第八号の事業

のうち生命共済の事業を行うものに限る。）
その他政令で定める生命共済の事業を行う者
への生命保険若しくは簡易生命保険の保険料
又は生命共済の共済掛金の払込み

五 損害保険会社への損害保険の保険料の払込 み

六 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護
が図られていることその他の政令で定める要
件に適合する契約の締結

2 企業型運用関連連運管理機関等は、前項の運
用の方法の選定を行うに際しては、資産の運用
に関する専門的な知見に基づいて、これを行わ
なければならない。

（運用の方法に係る情報の提供）

第二十四条 企業型運用関連連運管理機関等は、
厚生労働省令で定めるところにより、前条第一
項の規定により提示した運用の方法について、
これに関する利益の見込み及び損失の可能性そ
の他の企業型年金加入者等が次条第一項の運用
の指図を行うために必要な情報を、当該企業型
年金加入者等に提供しなければならない。

（運用の指図）

第二十五条 企業型年金加入者等は、企業型年金
規約で定めるところにより、積立金のうち当該
企業型年金加入者等の個人別管理資産について
運用の指図を行う。

2 前項の運用の指図は、提示運用方法の中から
一又は二以上の方法を選択し、かつ、それぞれ
の運用の方法に充てる額を決定して、これらの
事項を企業型記録関連連運管理機関等に示すこ
とによつて行うものとする。

3 企業型記録関連連運管理機関等は、第一項の 運用の指図を受けたときは、政令で定めるところ により、同時に行われた同項の運用の指図を 第二十三条第一項の規定により提示された運用 の方法（二）に取りまとめ、その内容を資産管理 機関に通知するものとする。

4 資産管理機関は、前項の通知があつたときは、
速やかに、同項の通知に従つて、それぞれの運

用の方法について、契約の締結、変更又は解除
その他の必要な措置を行わなければならない。

（運用の方法の除外に係る同意）

第二十六条 企業型運用関連連運管理機関等は、
提示運用方法から運用の方法を除外しようとす
るときは、当該除外しようとする運用の方法を
選択して前条第一項の運用の指図を行っている
企業型年金加入者等の同意を得なければならない。
ただし、当該運用の方法に係る契約の相手
方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事
由により当該運用の方法を除外しようとするこ
きは、この限りでない。

（個人別管理資産額の通知）
第二十七条 企業型記録関連連運管理機関等は、
毎年少なくとも一回、企業型年金加入者等の個
人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事
項を当該企業型年金加入者等に通知しなければ
ならない。

第五節 給付

第一款 通則

（給付の種類）
第二十八条 企業型年金の給付（以下この款にお
いて「給付」という。）は、次のとおりとする。

一 老齢給付金
二 障害給付金
三 死亡一時金
（裁定）
第二十九条 給付を受ける権利は、その権利を有
する者（以下この節において「受給権者」とい
う。）の請求に基づいて、企業型記録関連連運
管理機関等が裁定する。

2 企業型記録関連連運管理機関等は、前項の規
定により裁定をしたときは、遅滞なく、その内
容を資産管理機関に通知しなければならない。
（給付の額）
第三十条 給付の額は、企業型年金規約で定める
ところにより算定した額とする。

（年金給付の支給期間等）

第三十一条 給付のうち年金として支給されるも

の(次項において「年金給付」という。)の支給は、これを支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金給付の支払期月については、企業型年金規約で定めるところによる。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第三十二条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金及び死亡一時金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

2 租税その他の公課は、障害給付金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

第二款 老齢給付金

(支給要件)

第三十三条 企業型年金加入者であった者であつて次の各号に掲げるもの(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権者を除く。)が、それぞれ当該各号に定める年数又は月数以上の通算加入者等期間を有するときは、その者は、企業型記録関連連運管理機関等に老齢給付金の支給を請求することができる。

- 一 六十歳以上六十一歳未満の者 十年
- 二 六十一歳以上六十二歳未満の者 八年
- 三 六十二歳以上六十三歳未満の者 六年
- 四 六十三歳以上六十四歳未満の者 四年
- 五 六十四歳以上六十五歳未満の者 二年
- 六 六十五歳以上の者 一月

2 前項の通算加入者等期間とは、政令で定めるところにより同項に規定する者の次に掲げる期間(その者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。)を合算した期間をいう。

- 一 企業型年金加入者期間
- 二 企業型年金運用指図者期間
- 三 個人型年金加入者である期間(以下「個人型年金加入者期間」という。)

四 個人型年金運用指図者である期間(以下「個人型年金運用指図者期間」という。)

3 第一項の請求があつたときは、資産管理機関は、企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に老齢給付金を支給する。

(七十歳到達時の支給)

第三十四条 企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、)が前条の規定により老齢給付金の支給を請求することなく七十歳に達したときは、資産管理機関は、その者に、企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づいて、老齢給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十五条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十六条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金の障害給付金の受給権者となつたとき。
- 三 当該企業型年金に個人別管理資産がなくつたとき。

第三款 障害給付金

(支給要件)

第三十七条 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」という。)から起算して一年六

月を経過した日(その期間内にその傷病が治つた場合においては、その治つた日(その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至つた日を含む。))とし、以下「障害認定日」という。))から七十歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたときは、その者は、その期間内に企業型記録関連連運管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

2 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、)が、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その傷病(以下この項において「基準傷病」という。)に係る初診日において「基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であつて、基準傷病に係る障害認定日から七十歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至つたとき(基準傷病の初診日が、基準傷病以外の傷病(基準傷病以外の傷病が二以上ある場合は、基準傷病以外のすべての傷病)の初診日以降であるときに限り、)は、その者は、その期間内に企業型記録関連連運管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、資産管理機関は、企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

(支給の方法)

第三十八条 障害給付金は、年金として支給する。

2 障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

(失権)

第三十九条 障害給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、消滅する。

- 一 受給権者が死亡したとき。
- 二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくつたとき。

する。

一 受給権者が死亡したとき。

二 当該企業型年金に個人別管理資産がなくつたとき。

第四款 死亡一時金

(支給要件)

第四十条 死亡一時金は、企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、)が死亡したときに、その者の遺族に、資産管理機関が企業型記録関連連運管理機関等の裁定に基づいて、支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第四十一条 死亡一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。ただし、死亡した者が、死亡する前に、配偶者(届出をしていないが、死亡した者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下この条において同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹のうちから死亡一時金を受ける者を指定してその旨を企業型記録関連連運管理機関等に対して表示したときは、その表示したところによるものとする。

- 一 配偶者
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて第二号に該当しないもの

2 前項本文の場合において、死亡一時金を受けることができる遺族の順位は、同項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父

母の順とする。

3 前項の規定により死亡一時金を受けることができる遺族に同順位者が二人以上あるときは、死亡一時金は、その人数によって等分して支給する。

4 死亡一時金を受けることができる遺族がないときは、死亡した者の個人別管理資産額に相当する金銭は、死亡した者の相続財産とみなす。

5 死亡一時金を受けることができる者によるその権利の裁定の請求が死亡した者の死亡の後五年間ないときは、死亡一時金を受けることができる遺族はないものとみなして、前項の規定を適用する。

(欠格)

第四十二條 故意の犯罪行為により企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者を死亡させた者は、前条の規定にかかわらず、死亡一時金を受けることができない。企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者の死亡前に、その者の死亡によって死亡一時金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

第六節 事業主等の行為準則

(事業主の行為準則)

第四十三條 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、企業型年金の実施に係る業務に関し、企業型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の企業型年金加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

3 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者

の利益を図る目的をもって、第七条第一項の規定による運営管理業務の委託に係る契約又は資産管理契約を締結すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

4 事業主(運用関連業務を行う者である場合に限る。)は、次に掲げる行為をしてはならない。
一 自己又は企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金加入者等の保護に欠けるものとして厚生労働省令で定める行為

(資産管理機関の行為準則)

第四十四條 資産管理機関は、法令及び資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

第七節 企業型年金の終了

(企業型年金の終了)

第四十五條 企業型年金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に終了する。

一 次条第一項の承認があつたとき。

二 第四十七條の規定により企業型年金規約の承認の効力が失われたとき。

三 第五十二條第二項の規定により企業型年金規約の承認が取り消されたとき。

第四十六條 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、実施事業所が二以上であるときは、同項の同意は、各実施事業所について得なければならない。

3 第四條第二項及び第三項の規定は、第一項の

終了の承認の申請があつた場合について準用する。

第四十七條 事業主(企業型年金を共同して実施している場合にあつては、当該企業型年金を実施している事業主の全部)が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その実施する企業型年金の企業型年金規約の承認は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一 事業主が死亡したとき。その相続人を代表する役員であつた者。

二 法人が合併により消滅したとき。その破産管財人

三 法人が破産により解散したとき。その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散したとき。その清算人

五 厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき(前各号に掲げる場合を除く。)

五 厚生年金適用事業所の事業主であつた個人又は厚生年金適用事業所の事業主であつた法人を代表する役員

(政令への委任)

第四十八條 この節に定めるもののほか、企業型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第八節 雑則

(運営管理業務に関する帳簿書類)

第四十九條 事業主(運営管理業務を行う者である場合に限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、運営管理業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第五十條 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十一條 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主に対し、企業型年金の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事業主に対する監督)

第五十二條 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、事業主がその実施する企業型年金に關し法令、企業型年金規約若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、又は事業主の企業型年金の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、期間を定めて、事業主に対し、その違反の是正又は改善のための必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 事業主が前項の命令に違反したとき、又は企業型年金の実施状況によりその継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該事業主の企業型年金規約の承認を取り消すことができる。

(厚生年金基金の業務の特例)

第五十三條 厚生年金基金は、その規約で定めるところにより、資産管理契約に係る業務を行うことができる。

2 厚生年金基金は、資産管理契約に係る業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第八十五條第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第五十二條第一項」とするほか、同法の規定の

適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、当該企業型年金の実施事業所において実施される企業年金制度又は退職手当制度に係る資産の全部又は一部の移換を受けることができる。この場合において、移換を受ける資産のうち当該企業型年金の各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるものの額は、第二十条に規定する拠出限度額、当該企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間等を勘案して政令で定める額を超えてはならない。

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による資産の移換に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始

第一款 個人型年金規約

(規約の承認)

第五十五条 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 連合会の名称及び所在地

二 第六十条第一項の規定により委託を受けた確定拠出年金運営管理機関(同条第三項の規定により再委託を受けた確定拠出年金運営管理機関を含む。)の名称及び住所並びにその行う業務

三 個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者(以下「個人型年金加入者等」という。)

による確定拠出年金運営管理機関の指定に關する事項

四 個人型年金加入者が拠出する掛金(以下「個人型年金加入者掛金」という。)の額の決定又は変更の方法に關する事項

五 運用の方法の提示及び運用の指図に關する事項

六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に關する事項

七 個人型年金の実施に要する事務費の負担に關する事項

八 その他政令で定める事項

(承認の基準等)

第五十六条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前条第二項各号に掲げる事項が定められて

二 提示される運用の方法の数又は種類について、第七十三条において準用する第二十三条

第一項の規定に反しないこと。

三 個人型年金加入者等による運用の指図は、少なくとも三月に一回、行い得るものであること。

四 個人型年金の給付の額の算定方法が政令で定める基準に合致していること。

五 その他政令で定める要件

2 厚生労働大臣は、前条第一項の承認をしたときは、速やかに、その旨を連合会に通知しなければならない。

3 連合会は、前条第一項の承認を受けたときは、政令で定めるところにより、同項の承認を受けた規約(以下「個人型年金規約」という。)を公告しなければならない。

(規約の変更)

第五十七条 連合会は、個人型年金規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働

大臣の承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。

第五十八条 連合会は、個人型年金規約の変更(前条第一項の厚生労働省令で定める変更に限る。)をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 第五十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(個人型年金規約の見直し)

第五十九条 連合会は、少なくとも五年ごとに、個人型年金加入者の動向、企業型年金の実施の状況、国民生活の動向等を勘案し、個人型年金規約の内容について再検討を加え、必要があると認めるときは、個人型年金規約を変更しなければならない。

第二款 運営管理業務の委託等

(運営管理業務の委託)

第六十条 連合会は、政令で定めるところにより、運営管理業務を確定拠出年金運営管理機関に委託しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による委託に係る契約の締結を拒絶してはならない。

3 確定拠出年金運営管理機関は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委託を受けた運営管理業務の一部を他の確定拠出年金運営管理機関に再委託することができる。

4 前三項に定めるもののほか、運営管理業務の委託に關し必要な事項は、政令で定める。

(事務の委託)

第六十一条 連合会は、政令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の者に委託することができる。

一 次条第一項の申出の受理に關する事務

二 第六十六条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の届出の受理に關する事務

三 積立金の管理に關する事務

四 積立金の運用に關する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に關する事務

五 その他厚生労働省令で定める事務(個人型年金加入者の資格の確認及び個人型年金加入者掛金の額が第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることの確認に關する事務を除く。)

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項第一号、第二号及び第五号(厚生労働省令で定める事務に限る。)に掲げる事務を受託することができる。

第二節 個人型年金加入者等

(個人型年金加入者)

第六十二条 次に掲げる者は、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に申し出て、個人型年金加入者となることができる。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十七条第一号に規定する第一号被保険者(同法第八十九条(第二号に係る部分に限る。)、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされている者及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされている者を除く。)

二 六十歳未満の厚生年金保険の被保険者(企業型年金加入者、厚生年金基金の加入員その他政令で定める者(第三項第八号において「企業年金等対象者」という。)を除く。)

2 個人型年金加入者は、前項の申出をした日に個人型年金加入者の資格を取得する。

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日(第一号に該当するに至つたときは、その翌日とし、第六号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

六十歳に達したとき。

三 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき
(前二号に掲げる場合を除く。)

四 国民年金法第七條第一項第三号に規定する第三号被保険者となつたとき。

五 第六十四條第二項の規定により個人型年金運用指図者となつたとき。

六 国民年金法第八十九條(第二号に係る部分に限る。)、第九十條第一項若しくは第九十條の三第一項の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき、又は第九十條の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき。

七 法律によつて組織された共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)、又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となつたとき。

八 企業年金等対象者となつたとき。

4 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼつて、個人型年金加入者でなかつたものとみなす。

(個人型年金加入者期間)

第六十三條 個人型年金加入者期間を計算する場合に、月によるものとし、個人型年金加入者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 個人型年金加入者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の個人型年金加入者期間を合算する。

(個人型年金運用指図者)

第六十四條 第六十二條第三項各号(第一号及び第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)、は、個人型年金運用指図者とする。

2 前項の規定によるほか、企業型年金加入者で

あつた者(企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)、又は個人型年金加入者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)、は、連合会に申し出て、個人型年金運用指図者となることが出来る。

3 個人型年金運用指図者は、第一項に規定する者については個人型年金加入者の資格を喪失した日に、前項の申出をした者についてはその申出をした日に、それぞれ個人型年金運用指図者の資格を取得する。

4 個人型年金運用指図者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日(第三号に該当するに至つたときは、当該日)に、個人型年金運用指図者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 個人型年金に個人別管理資産がなくなつたとき。

三 個人型年金加入者となつたとき。

5 第六十二條第四項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関の指定)

第六十五條 個人型年金加入者等は、厚生労働省令で定めるところにより、自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関を指定し、又はその指定を変更するものとする。

(届出)

第六十六條 個人型年金加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名及び住所その他の事項を連合会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、個人型年金運用指図者について準用する。

3 連合会は、第一項(前項において準用する場合を含む。))の届出があつたときは、速やかに、その届出があつた事項を個人型年金加入者等が指定した記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関(以下「個人型記録関連運営管理機関」という。))に通知しなければならない。

(個人型年金加入者等原簿等)

第六十七條 連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する原簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

2 個人型記録関連運営管理機関は、厚生労働省令で定めるところにより、個人型年金加入者等に関する帳簿を備え、これに個人型年金加入者等の氏名及び住所、資格の取得及び喪失の年月日、個人別管理資産額その他厚生労働省令で定める事項を記録し、これを保存しなければならない。

3 個人型年金加入者及び個人型年金加入者であつた者(死亡一時金を受けることができる者を含む。))は、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、第一項の原簿若しくは前項の帳簿の閲覧を請求し、又は当該原簿若しくは帳簿に記録された事項について照会することが出来る。この場合においては、連合会及び個人型記録関連運営管理機関は、正当な理由がある場合を除き、閲覧の請求又は照会の回答を拒んではならない。

第三節 掛金

(個人型年金加入者掛金)

第六十八條 個人型年金加入者は、個人型年金加入者期間の計算の基礎となる各月につき、掛金を拠出する。

2 前項の規定による掛金の拠出は、国民年金法の保険料の納付が行われた月(同法第八十九條(第一号又は第三号に係る部分に限る。))又は第九十四條の六の規定により同法の保険料を納付することを要しないものとされた月を含む。))についてのみ行うことができる。

3 個人型年金加入者掛金の額は、個人型年金規約で定めるところにより、個人型年金加入者が決定し、又は変更する。

(拠出限度額)

第六十九條 個人型年金加入者掛金の額は、拠出限度額(一月につき拠出することが出来る個人型年金加入者掛金の額の上限として、個人型年金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第六十二條第一項第一号に掲げるものをいう。))又は第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。))の区別をいう。))並びに国民年金基金の掛金及び農業者年金基金の保険料の額を勘案して政令で定める額をいう。))を超えてはならない。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七十條 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、毎月の個人型年金加入者掛金を連合会に納付するものとする。

2 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことが出来る。

3 前項の場合において、厚生年金適用事業所の事業主は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

4 連合会は、第一項及び第二項の納付を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、各個人型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額を個人型記録関連運営管理機関に通知しなければならない。

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七十一條 前条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金適用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもつて給与を支払う場合においては、前月分の個人型年金加入者掛金(第二号加入者がその事業所又は船舶に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の個人型年金加入者掛金)を給与から控除することができる。

2 厚生年金適用事業所の事業主は、前項の規定によつて個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金の控除に関する計算

書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

第四節 個人型年金の終了

第七十二条 個人型年金は、連合会が解散するに至った日に終了する。

2 前項に定めるもののほか、個人型年金の終了に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 企業型年金に係る規定の準用

第七十三条 前章第四節の規定は積立金のうち個人型年金加入者等の個人別管理資産の運用について、同章第五節の規定は個人型年金の給付について、第四十三条第一項から第三項までの規定は連合会について準用する。この場合において、第二十二条中「事業主」とあり、並びに第二十五条第三項及び第四項、第二十九条第二項、第三十三条第三項、第三十四条、第三十七条第三項並びに第四十条中「資産管理機関」とあるのは、「連合会」と読み替えるほか、同章第四節及び第五節並びに第四十三條第一項から第三項までの規定に関し必要な技術的説替へは、政令で定める。

第六節 雑則

(連合会の業務の特例)

第七十四条 連合会は、国民年金法の規定による業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、この法律の規定による業務を行う。

(個人型年金規約策定委員会)

第七十五条 連合会に、個人型年金規約策定委員会(以下「策定委員会」という。)を置く。

2 連合会は、個人型年金に係る規約を作成し、又は個人型年金規約を変更しようとするときは、策定委員会の議決を経なければならない。

3 この法律の規定による連合会の業務に係る次に掲げる事項は、国民年金法第三十七條の十一第一項の規定にかかわらず、策定委員会の議決を経なければならない。

- 一 毎事業年度の予算
- 二 毎事業年度の事業報告及び決算
- 三 その他個人型年金規約で定める事項

4 前三項に定めるもののほか、策定委員会の組織その他策定委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第七十六条 連合会は、この法律の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(国民年金基金の業務の特例)

第七十七条 国民年金基金は、連合会の委託を受けて、第六十一条第一項各号に掲げる業務を行うことができる。

2 国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

(個人型年金についての事業主の協力等)

第七十八条 厚生年金適用事業所の事業主は、当該厚生年金適用事業所に使用される者が個人型年金加入者である場合には、当該個人型年金加入者に対し、必要な協力をするとともに、法令及び個人型年金規約が遵守されるよう指導等に努めなければならない。

2 前項の場合において、国は、厚生年金適用事業所の事業主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(国民年金法の適用)

第七十九条 この法律の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金法第三十七條の十一第一項中「掲げる事項」とあるのは、「掲げる事項(第二号から第四号までに掲げる事項(第一号)の規定による連合会の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十七條の二十三中「規定」とあるのは、「規定並びに確定拠出年金法の規定」と、同法第三十八條の表第五十五條(第二項(第十二条第二項を準用する部分を除く。))及び第五項を除く。の項中「一時金」とあるのは、「一時金(確定拠出年金法の規定により連合会が支給するものを除く。)」と、同法第四十二條第一項中「規約」とあるのは、「規

約、確定拠出年金法第五十六條第三項に規定する個人型年金規約(次項において「個人型年金規約」という。))と、同条第二項中「規約」とあるのは「規約又は個人型年金規約」と、同条第五項中「第一項の命令」とあるのは「第一項の命令(確定拠出年金法の規定による連合会の事業に係るものを除く。)」と、「事業」とあるのは「事業(確定拠出年金法の規定により連合会が行うものを除く。)」と、同法第四十五條第五号中「この章」とあるのは「この章又は確定拠出年金法」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 第七十七条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第四十五條第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法(平成十二年法律第...号)第七十七條第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 個人別管理資産の移換

(企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十条 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)(甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該資格を取得した者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者並びに第三号及び第四号に掲げる者を除く。)(乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び第四号に掲げる者を除く。)(連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者及び次号に掲げる者を除く。)(連合会

四 第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(連合会

2 次の各号に掲げる者(当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)(甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、その者が個人別管理資産の移換を申し出たときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該申出をした者の個人別管理資産を甲企業型年金の資産管理機関に移換するものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者(乙企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限り、第三号に掲げる者を除く。)(乙企業型年金の資産管理機関

二 個人型年金加入者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)(連合会

三 個人型年金運用指図者(個人型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)(連合会

3 甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、前二項の規定により当該企業型記録関連運営管理機関等に係る者の個人別管理資産が甲企業型年金の資産管理機関に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換)

第八十一条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者を除く。)(第六十二条第一項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 企業型年金の企業型年金加入者であつた者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者であつて、当該企業型年金の障害給付金の受給権を有する者に限る。)(第六十二条第一項の申

出と同時にその者の個人別管理資産の移換の出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

3 連合会は、前二項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(個人型年金運用指図者となった者の個人別管理資産の移換)

第八十二条 企業型年金の企業型年金加入者であつた者が第六十四条第二項の申出をしたときは、当該企業型年金の資産管理機関は、当該申出をした者の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

2 連合会は、前項の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

(その他の者の個人別管理資産の移換)

第八十三条 企業型年金の資産管理機関は、次に掲げる者(当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の個人別管理資産を連合会に移換するものとする。

一 当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が当該企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して六月以内に前三条の規定により移換されなかつたもの(当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。)

二 当該企業型年金が終了した日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が前三条の規定により移換されなかつたもの

2 当該企業型年金の企業型記録関連連合管理機関等は、前項の規定により当該企業型記録関連連合管理機関等に係る者の個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない

ない。

3 当該企業型年金の企業型記録関連連合管理機関等は、第一項の規定により個人別管理資産が移換された者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該個人別管理資産が連合会に移換された旨を公告しなければならない。

(事業主への資産の返還)

第八十四条 企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る第八十条から前条までの規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

2 企業型年金の資産管理機関は、前項に規定する場合においては、返還資産額に相当する金銭を当該返還資産額に係る事業主に返還するものとする。

(政令への委任)

第八十五条 この章に定めるもののほか、個人別管理資産の移換に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 確定拠出年金についての税制上の措置等

(税制上の措置)

第八十六条 確定拠出年金に係る掛金、積立金及び給付については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)並びにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税並びに道府県民税(都民税を含む。)及び市町村民税(特別区民税を含む。)の課税について必要な措置を講ずる。

(指導及び助言)

第八十七条 国は、事業主及び連合会に対し、確定拠出年金の実施に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

第六章 確定拠出年金運営管理機関

第一節 登録

(登録)

第八十八条 確定拠出年金運営管理業は、主務大臣の登録を受けた法人でなければ、営んではならない。

2 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の登録を受けて確定拠出年金運営管理業を営むことができる。

(登録の申請)

第八十九条 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称及び住所
二 資本金額(出資の総額及び基金の総額を含む。)

三 役員の名氏及び住所
四 営業所の名称及び所在地
五 業務の種類及び方法
六 他に事業を行っているときは、その事業の種類

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第九十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第九十条 主務大臣は、第八十八条第一項の登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号

2 主務大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第九十一条 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法人でない者
二 第一百四十二条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 この法律、厚生年金保険法その他政令で定める法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

四 他に営んでいる事業が公益に反すると認められる法人又は当該事業に係る損失の危険の管理が困難であるために確定拠出年金運営管理業の遂行に支障を生ずると認められる法人

五 その役員のうち、第一百四十二条第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内に当該取消しに係る確定拠出年金運営管理機関の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないもの、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者その他政令で定める者のある法人

2 主務大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第九十二条 確定拠出年金運営管理機関は、第八十九条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を確定拠出年金運営管理機関登録簿に登録しなければならない。(廃業等の届出等)

第九十三条 確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該確定拠出年金運営管理機関の登録は、その効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至つた日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員
- 二 破産により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の破産管財人
- 三 合併及び破産以外の理由により解散したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人の清算人
- 四 確定拠出年金運営管理業務を廃止したとき 確定拠出年金運営管理機関であつた法人を代表する役員

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

第二節 業務

(標識の掲示)

第九十四条 確定拠出年金運営管理機関は、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第九十五条 確定拠出年金運営管理機関は、自己の名義をもって、他人に確定拠出年金運営管理業務を営ませてはならない。

(書類の閲覧)

第九十六条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務の状況を記載した書類を営業所ごとに備え置き、加入者等の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

(加入者等の運用の指図に資する措置)

第九十七条 確定拠出年金運営管理機関は、事業主又は連合会の委託を受けて、第二十二条(第七十三条において準用する場合を含む。)の規

定による資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を行うことができる。

(業務の引継ぎ)

第九十八条 確定拠出年金運営管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、委託又は再委託を受けた運営管理業務の全部又は一部を当該運営管理業務を承継する他の確定拠出年金運営管理機関に引き継がなければならない。

- 一 第七条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定による運営管理業務の委託に係る契約(以下「運営管理契約」という。)の変更又は解除があつたとき。
- 二 第六十五条の規定による指定の変更があつたとき。
- 三 第九十三条の規定により登録が効力を失つたとき。
- 四 第四百四条第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(確定拠出年金運営管理機関の行為準則)

第九十九条 確定拠出年金運営管理機関は、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び運営管理契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 確定拠出年金運営管理機関は、企業型年金又は個人型年金の実施に係る業務に関し、加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額その他の加入者等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第一百条 確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約束すること。
- 二 運営管理契約を締結するに際し、その相手

方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することをする。

三 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

四 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であつて、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

五 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

六 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する投資顧問業者その他確定拠出年金運営管理業務以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)

七 前各号に掲げるもののほか、加入者等の保護に欠け、若しくは確定拠出年金運営管理業務の公正を害し、又は確定拠出年金運営管理業務の信用を失墜させるおそれのあるものとして主務省令で定める行為

第三節 監督

(業務に関する帳簿書類)

第一百一条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

い。

(報告書の提出)

第一百二条 確定拠出年金運営管理機関は、主務省令で定めるところにより、その業務についての報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第一百三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、確定拠出年金運営管理機関に対し、その業務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして確定拠出年金運営管理機関の営業所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

2 第五十一条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による質問及び検査について準用する。

(確定拠出年金運営管理機関に対する監督)

第一百四条 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関の業務の運営に関し、加入者等の利益を害する事実があると認めるときは、加入者等の保護のため必要な限度において、当該確定拠出年金運営管理機関に対し、業務の種類及び方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、確定拠出年金運営管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めて確定拠出年金運営管理業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第八十八条第一項の登録を取り消すことができる。

- 一 第九十一条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 不正の手段により第八十八条第一項の登録を受けたとき。
- 三 その行う確定拠出年金運営管理業務に関し、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
- 四 確定拠出年金運営管理業務の継続が困難であると認めるとき。

(登録の抹消)

第一百五条 主務大臣は、第九十三条の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条第二項

の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の特例)

第百六条 主務大臣は、第百四条第二項の規定による処分をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(政令への委任)

第百七条 この節に定めるもののほか、確定拠出年金運営管理機関の監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 雑則

(厚生年金基金及び国民年金基金の業務の特例)
第百八条 厚生年金基金及び国民年金基金は、第百八条第一項の登録を受けて、確定拠出年金運営管理機関となることができる。

2 厚生年金基金及び国民年金基金は、前項の規定により行う業務に係る経理については、その他の経理と区分して整理しなければならない。

3 第一項の規定により厚生年金基金の業務が行われる場合には、厚生年金保険法第百八十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金法第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「この章又は確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第百八条第一項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する特例)
第百九条 国は、確定拠出年金運営管理業（個人型年金に係るものに限る。）を行うものとし、総務大臣がこれを管理する。

2 第百八条、第九十一条、第九十三条、第九十八條（第三号又は第四号に掲げる場合に限る。）、第百四条第二項（第百八条第一項の登録の取消しに係る部分に限る。）及び第百五条並びに第八章の規定は、前項の規定により国が

確定拠出年金運営管理業を行う場合については、適用しない。

3 第一項の規定により国が確定拠出年金運営管理業を行う場合については、前項に規定する規定を除き、国を確定拠出年金運営管理機関とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合において、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 雑則

(期間の計算)

第百十條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

(資料の提供)

第百十一條 社会保険庁長官は、連合会に対して、この法律の規定による業務を行うために必要な加入者等に係る国民年金の被保険者の資格に関する資料その他の厚生労働省令で定める資料を、提供することができるものとする。

(書類等の提出)

第百十二條 確定拠出年金運営管理機関（記録関連業務を行う事業主を含む。）は、必要があると認めるときは、給付の受給権を有する者（以下「受給権者」という。）に対して、障害の状態に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

(届出)

第百十三條 個人型年金加入者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を連合会（受給権者が死亡した場合にあつては、当該受給権を継承した者）に届け出なければならない。

2 第百六条第三項の規定は、連合会が前項の届出を受理した場合について準用する。

第百十四條 前章における主務大臣は、政令で定

めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣とする。

2 この法律における主務省令は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣又は内閣総理大臣の発する命令とする。

3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

5 内閣総理大臣は、前章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

6 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(財務大臣への資料提出等)

第百十五條 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に関し、確定拠出年金運営管理業に係る制度の企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(実施規定)

第百十六條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、前章の実施のための手続その他その執行について必要な細則は主務省令で、その他この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は厚生労働省令で定める。

(経過措置)

第百十七條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第八章 罰則

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百八条第一項の登録を受けないで確定拠出年金運営管理業を営んだ者

二 不正の手段により第百八条第一項の登録を受けた者

三 第九十五条の規定に違反して、他人に確定拠出年金運営管理業を営ませた者

四 第百条第一号から第三号までの規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

第百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百条第四号の規定に違反して、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げた者

二 第百四条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、確定拠出年金運営管理業を営んだ者

第百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第百八条第一項の登録申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第百一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

四 第百二条の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

五 第百三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定

による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二百一十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条第一項の規定に違反した者

第九十四条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十六条の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは加入者等の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは加入者等に閲覧させた者

第四百四十一条第一項の規定による命令に違反した者

第二百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第二百二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六十一条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十九条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成した者

三 第五十条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十二条第一項の規定による命令に違反した者

五 第五十八条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第二項又は第八十三条第二項の規定に違反して、通知をしないう者

七 第八十三条第三項の規定に違反して、公告

を怠り、又は虚偽の公告をした者

第二百二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項の規定に違反して、通知をしないう者

二 第十六条第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をした者

三 第四十七条、第六十六条第一項、第九十三条又は第九十三条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十三条及び第二十四条の規定 平成十三年四月一日

二 附則第十五条中「地方税法第三十四条第一項第四号及び第三百十四号の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六条の規定 平成十四年四月一日

（経過措置）
第二条 この法律の施行の日から国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第三号に定める日までの間における第六十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「第九十条の三第一項」とあるのは「第九十条の二第一項」と、「第九十条の二第一項」とあるのは「第九十条の三第一項」と、同条第三項第六号中「若しくは第九十条の三第一項」とあるのは「又は第九十条の二第一項」と、「されたとき、又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき同法の保険料を納付することを要しないものとされたとき」とあるのは「されたとき」とする。

2 この法律の施行の日から平成十四年三月三十一日まで

一日までの間における第七十九条第一項の規定の適用については、同項中「第百五条（第二項（第十二条第二項を準用する部分を除く。）及び第五項を除く。）とあるのは、「第百五条」とする。

（脱退一時金）
第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運用管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一 六十歳未満であること。

二 企業型年金加入者でないこと。

三 第六十二条第一項各号に掲げる者に該当しないこと。

四 障害給付金の受給権者でないこと。

五 その者の通算拠出期間（企業型年金加入者期間（第五十四条第二項の規定により第三十三号第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）及び個人型年金加入者期間（個人型年金加入者が納付した掛金に係る個人型年金加入者期間に限る。）を合算した期間をいう。）が一年以上三年以下であること。

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

2 前項の請求があつたときは、連合会は、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連連運用管理機関の裁定に基づき、個人型年金運用指図者以外の者にあつては自己の裁定に基づき、その請求をした者に脱退一時金を支給する。

3 企業型年金加入者であつた者（個人型年金運用指図者を除く。）は、第一項の請求は、第六十四号第二項の申出と同時に行うものとする。

4 脱退一時金の額は、第一項の請求をした者の個人別管理資産額として政令で定める額とする。

5 脱退一時金の支給を受けたときは、その支給を受けた者の支給を受けた月の前月までの企業型年金加入者期間及び企業型年金運用指図者期間並びに個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間は、第三十三条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の通算加入者等期間に算入しない。

（検討）
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（厚生年金保険法の一部改正）
第五条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則に次の三条を加える。

（確定拠出年金を実施する場合における基金に関する特例）
第三十条 基金（確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）の施行の日前に設立された基金（同法の施行の日以後に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。）に限る。以下同じ。）は、設立事業所の事業主が同法第二十一条第一項に規定する企業型年金（以下「企業型年金」という。）を実施する場合においては、第三十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、規約で定めるところにより、加入員の全部又は一部について、企業型年金加入期間（基金の加入員であつた期間のうち同時に当該企業型年金の同法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間であつた期間をいう。次項並びに第三項第一号及び第二号において同じ。）を年金給付額の計算の基礎としないうこととすることができる。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

2 第八十一条の三第二項に規定する代行保険料率を算定する場合においては、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入期間は、年金給付額の計算の基礎とするものとする。

3 第一項の場合におけるこの法律その他の法令の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十四条の二、第三百三十二条第二項その他この法律及び他の法令の規定であつて政令で定めるものの適用については、第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととされた企業型年金加入期間を当該基金の加入員であつた期間でないものとみなす。

二 第八十一条第五項の規定の適用については、特定加入員（第一項の規定により企業型年金加入期間を年金給付の額の計算の基礎としないこととされた加入員をいう。以下この条において同じ。）を基金の加入員でない者とみなす。

三 第三百三十八条第二項の規定の適用については、同項中「各月」とあるのは、「各月（附則第三十条第一項の規定により年金給付の額の計算の基礎としないこととした月を含む。）」とする。

四 第三百三十九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「半額」とあるのは「半額（附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係る掛金にあつては、当該事業主が全額）」と、同条第二項中「掛金」とあるのは「掛金（附則第三十条第三項第二号に規定する特定加入員に係るものを除く。）」とする。

4 第一項の規約を定める場合には、当該企業型年金を実施する設立事業所の事業主の全部及び加入員のうち特定加入員となるべき者の二分の一以上の同意並びに加入員のうち特定加入員となるべき者以外の者の二分の一以上の同意を得なければならない。

5 前項の場合において、当該企業型年金が実施される設立事業所が二以上であるときは、同項の特定加入員となるべき者の同意は、各設立事業所について得なければならない。

第三十一条 基金は、規約で定めるところにより、年金給付等積立金の一部を、設立事業所の事業主が実施する企業型年金における当該設立事業所に使用される加入員の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該年金給付等積立金の一部を当該企業型年金の資産管理機関（同条第七項第一号に規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換することができる。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規約を定める場合について準用する。この場合において、同条第四項中「特定加入員」とあるのは、「当該年金給付等積立金の移換に係る加入員」と読み替へるものとする。

3 解散した基金は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該解散した基金に係る適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該適用事業所に使用される被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第四百七十七条第四項中「残余財産」とあるのは、「残余財産（附則第三十一条第三項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

第三十二条 前二条に定めるもののほか、基金に係る適用事業所の事業主が企業型年金を実施する場合における当該基金に関するこの法律その他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国税徴収法の一部改正)
第六条 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「休業手当金及びこれらの性質を有する給付（）」の下に「確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第三十五条第

一項（老齢給付金の支給方法）（同法第七十三条（企業型年金に係る規定の準用）において準用する場合を含む。）」の規定に基づいて支給される年金及び（）」を、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付（）」の下に「確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十二条において準用する場合を含む。）」の規定に基づいて支給される一時金及び（）」を加える。

(所得税法の一部改正)
第七条 所得税法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「掲げる者」を「定める者」に改め、「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第七十五条第二項中「契約に基づく」を削り、同項第一号中「除く。）」の下に「に基づく掛金」を加え、同項第二号中「契約」の下に「に基づく掛金」を加え、同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第五十五条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金
第七十六条第一項第二号中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第八十八条の見出し中「社会保険料」を「社会保険料等」に改め、同条中「社会保険料が」を「社会保険料又は第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金」に改め、「社会保険料の金額」の下に「と当該小規模企業共済等掛金の額との合計額」を加える。

第九十条第二号イ中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（以下この条において「小規模企業共済等掛金」という。）」の額を加え、同号ロ中「社会保険料の金額」を「社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれ）に改め、「されたもの」の下に「小規模企業共済等掛金の額にあつては、

第九十六条第二項（保険料等の支払を証明する書類の提出等）に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）」を加え、「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額、及び（生命保険料控除等の支払を証する書類の提出等）」を削る。

第九十五条第一項中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

第九十六条第一項第二号中「金額」の下に「及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（給与等から控除されるものを除く。）」の額を加え、同項第三号中「第七十五条第一項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金の額、」を削り、同条第二項中「同項第三号」を「同項第三号」に、「生命保険料」を「又は同項第三号に規定する生命保険料」に、「又は損害保険料」を「若しくは損害保険料」に改める。

第二百二十七条中「厚生年金基金契約」の下に「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

別表第二の表中「年金給付額」を「年金給付率」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第二の備考中「社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）」を「社会保険料等」とし、「社会保険料控除」を「社会保険料等控除」に、「社会保険料の」を「社会保険料等の」に改める。

別表第三の表中「非営利事業」を「非営利事業等」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、被除税配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第三の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

別表第四の表中「非営利事業」を「非営利事業等」に改め、同表の注を次のように改める。

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、被除税配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第一項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

別表第四の備考中「社会保険料」を「社会保険料等」に改める。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正後の所得税法(以下この条において「新所得税法」という。)の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十三年分以後の所得税について適用し、平成十二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、この法律の施行の日(以下この条及び附則第十四条において「施行日」という。)以後に支払うべき新所得税法第八十三条第一項に規定する給与等(以下この条及び附則第十四条において「給

与等」という。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

3 新所得税法第九十条の規定は、平成十三年中に支払うべき給与等とその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、その最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正)

第九条 法人税法の一部を次のように改正する。

第十二条 第一項中「掲げる者」を「定める者」に、「寄付金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同条第二項中「又は第八十四条第一項」を「若しくは第八十四条第一項」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を「に係る信託」の下に「又は厚生年金基金の第八十四条第一項に規定する確定拠出年金資産管理契約に係る信託」を、「当該信託会社」の下に「又は当該厚生年金基金」を加える。

第八十四条 第一項中「管理の受託の業務」の下に、「確定拠出年金資産管理契約に係る信託、生命保険、生命共済若しくは損害保険の業務、確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第二条第三項(定義)に規定する個人型年金を実施する業務」を加え、同条第二項中「各号に掲げる金額」を「各号に定める金額」に改め、同項第一号中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第二号中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る信託財産の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第二号中「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第三号中「適格退職年金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち共済掛金積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第二項第四号を次のように改める。

四 確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る損害保険の業務を行う内国法人次に掲げる金額の合計額

イ 各確定拠出年金資産管理契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ 各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの契約に係る責任準備金額のうち払戻積立金に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二十九の二 確定拠出年金運営管理業の登録

確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第八十八条第一項(登録)の確定拠出年金運営管理業の登録

第八十四条第二項に次の一号を加える。

八 確定拠出年金法第二条第三項に規定する個人型年金を実施する同条第五項に規定する連合会 同法第六十一条第一項第三号(事務の委託)に規定する積立金の額として政令で定めるところにより計算した金額

第八十四条第三項中「規定する信託の契約をいい」の下に、「前二項に規定する確定拠出年金資産管理契約とは、確定拠出年金法第八十四条第一項(資産管理契約の締結)の規定により締結された信託、生命保険、生命共済又は損害保険の契約をいい」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「同条第二項第一号(連合会の業務)の業務」の下に「並びに確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第七十三条(企業型年金に係る規定の準用)において準用する同法第三十三条第三項(支給要件)、第三十七条第三項(支給要件)及び第四十条(支給要件)に掲げる給付」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第十一条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき九万円
確定拠出年金法(平成十二年法律第 号)第八十八条第一項(登録)の確定拠出年金運営管理業の登録	登録件数	一件につき九万円

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第一項中「寄附金」を「寄附金」に改め、「厚生年金基金契約」の下に、「確定拠出年金資産管理契約」を加える。

第十三条 経済社会の変化等に対応して早急に講

第三百十四条の二第一項第四号中「契約に基
づく」を削り、同号イ中「除く。」の下に「に
基づく掛金」を加え、同号ロ中「契約」の下に

額に相当する部分を当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなして、前二条の規定を適用する。この場合において、当該運用の指図をした者の郵便貯金とみなされた部分の一部は前条第三項の規定により国債証券を購入保障

成十二年法律第 号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による確定拠出年金連営管理業」を加える。
(簡易生命保険法の一部改正)

第二十条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「この条」の下に、「次条」を加え、「次項」を「次項及び次条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（確定拠出年金に係る預金等の特例）
第五十四条の二 一の保険事故が発生した金融機関の預金者等が確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第一条第五項に規定する連合会若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項において「個人別管理資産額相当預金等債権」という。）を当該加入者等の預金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該金融機関に対して有する預金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の預金等に係る債権と当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権があるときは、当該加入者等の預金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の預金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当預金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十三条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産（確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。）に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受けるとき 第二十一条第一項

二 第二項の場合において、第五十三条第一

項に規定する保険金の支払の請求があつたとき 第五十八条第一項

三 第一項の場合において破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡するとき 第五十九条第二項

5 第一項の場合において、機構が第二百二十七条第一項各号に掲げる金融機関から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の適用については、同項中「第五十四条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

7 第五十四条の二第一項の場合において、附則第六条の二第一項の保険事故が発生したときにおける第五十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

8 第五十四条の二第二項の場合において、次に掲げる規定により機構が保険金の額を計算するときにおける当該規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十四条第一項から第三項まで並びに第五十四条の二第一項及び第二項」とする。

一 附則第十六条第一項

二 附則第十八条第二項

（預金保険法の一部改正に伴う経過措置）
第二十四条 前条の規定による改正後の預金保険法第五十四条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故（以下この条において「保険事故」という。）に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

（農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十五条 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条中「確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）の」を「確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）の」に改め、同条成 年法律第 号の」の」に改め、同条のうち確定拠出年金法附則第二十四条の次に二条を加える改正規定中「確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）の」を「確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）の」に改め、「連合会」の下に「若しくは同法第六十一条第一項第三号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）を加える。

（金融庁設置法の一部改正）
第二十六条 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「から」を「から」に改め、同条第三号に次のように加える。

ノ 確定拠出年金運営管理業を営む者（総務省設置法の一部改正）

第二十七条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号中「並びに」に「当せん金付証券法」を、「当せん金付証券法」に改め、「交付に関する業務」の下に「並びに確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会から委託された業務及び同法第九十九条第一項の規定による確定拠出年金運営管理業」を加える。

（郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の効力）
第二十八条 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律（平成十二

年法律第六十九号)のうち、附則第二条の規定はこの法律による改正後の郵便法の規定を、附則第三条の規定はこの法律による改正後の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の規定を、附則第四条の規定はこの法律による改正後の郵政事業特別会計法の規定を、附則第五条の規定はこの法律による改正後の総務省設置法の規定をそれぞれ改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百号の次に次の一号を加える。

百の二 確定拠出年金事業に関すること。

第十八条第一項中「第百号」の下に「第百号の二」を加える。

理由

少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、厚生年金保険の適用事業所の事業主又は国民年金基金連合会が実施する確定拠出年金に係る規約、加入者等の資格、掛金及びその運用、給付並びに資産の移換について必要な事項を定めるとともに、確定拠出年金運営管理業の登録及び監督を行い、確定拠出年金の適切な運営を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年六月十一日印刷

平成十三年六月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局